

## 2 対象事業の概要

### (1) 事業名称

大阪府立高等学校教育環境改善事業 (以下「本事業」という)

### (2) 事業の実施主体

大阪府教育委員会 (以下「府教委」という)

### (3) 事業の目的

生徒の学力向上及び府立高等学校が行う夏季休業中を中心とした多様な取り組みの推進を図ること等を目的に、府立高等学校の普通教室等に空気調和設備を導入することにより室内を適温に保つためのサービスを提供する。

### (4) 事業の範囲

府教委が本事業の業務の実施のために契約を締結した者 (以下「受託事業者」という) は、府立高等学校 147 校 (サービス提供開始時) の普通教室等への空気調和設備の設計、工事施工、13 年間にわたる空気調和設備の提供及び維持管理、空気調和設備の使用にあたって必要となるエネルギーの調達及び本事業終了後の空気調和設備の府教委に対する所有権の譲渡並びにこれらに付随し、関連する一切の事業を行うものとし、対象となる事業の範囲は、以下のとおりとする。

なお、各業務の詳細については、別添の「要求水準書」に示す。

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 空気調和設備の設置及び関連工事等業務
- エ 工事監理業務
- オ 空気調和環境提供業務
- カ 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達業務
- キ 維持管理業務
- ク 空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務
- ケ 空気調和設備の移設業務